

コミュニティバス北ルートタクシーによる続行便対応について

- ・ 目的：乗車定員を超えた利用者が生じた場合、超過した乗車希望者をコミュニティバスにかわりタクシー車両において対応する。
- ・ 対象ルート：コミュニティバス北ルート
- ・ 運行便：第2便
- ・ 運行区間：紀見ヶ丘南～車庫前
- ・ 続行便運行ルート：北ルートと同じ（利用者降車後も車庫前まで運行）
- ・ タクシー運行事業者：
大阪第一交通(株) 橋本営業所
- ・ 利用者の費用負担と運賃の支払方法等：
利用者の運賃はコミュニティバス運賃と同じ
（大人：200 円、小人：100 円、敬老バス等：無料）
タクシー利用者は、コミュニティバスと同様の運賃を降車時に
タクシー運転手に支払う。
- ・ 続行便経費：時間制運賃
（60 分：1 便費用＝4,940 円）
→ 橋本地区運賃・料金による
（参考）紀見ヶ丘南～車庫前（所要時間約 30 分）
- ・ 連絡及び運行方法等：
 - ①積残し発生
 - ②コミュニティバス運転手より南海りんかんバス(株)橋本営業所へ無線連絡
 - ③南海りんかんバス(株)橋本営業所よりタクシー事業者へ電話連絡（バス停名、人数等必要事項連絡）
 - ④該当バス停へ配車
 - ⑤タクシー続行便配車後も、以後のバス停で積残しは発生した場合、その都度必要事項（バス停名、人数等）を南海りんかんバス(株)

橋本営業所を通じてタクシー事業者へ電話連絡する。

⑥タクシー乗車定員（４名）以上の積残しが発生した場合、２台目のタクシーを配車する。

⑦続行便としてのタクシー運行時には、続行便であることがわかる表示（文言は和歌山運輸支局と今後協議：マグネットシート作成予定）を行う。

・タクシー事業者への支払い：

1 便費用（4,940 円）× 配車台数 － タクシー利用者運賃

・続行便対応期間：

三石台へのスーパー開店まで